

選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書

現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益、不都合を強いられている。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に違反する。別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別氏制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実である。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も緊急の課題である。

国連の女性差別撤廃委員会を初めとする国際機関は、日本政府に対し民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告している。法制審議会は、1996年に選択的夫婦別姓の導入などを含む民法の一部を改正する法律案要綱を答申しているが、20年以上もたなごらしのままである。

2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示したが、2016年3月、女性差別撤廃委員会は、最高裁判所にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、改めて早急な是正を勧告している。最高裁判所後も、別姓制度を求める男性が提訴、世論調査でも賛成が反対を上回っている。最高裁は、制度の在り方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められる。

よって、国におかれては、下記事項について取り組むことを強く要望する。

記

- 1 選択的夫婦別姓の導入など、直ちに民法を改正すること。
以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月26日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛